様式第六（第二十九条の三関係） （略） 年　月　日 （略） 備考　この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。 **様式第七**（第三十三条の三関係） （略） 備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。	**様式第六**（第二十九条の三関係） （略） 平成　年　月　日 （略） 備考　この命令書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。 **様式第七**（第三十三条の三関係） （略） 備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる公正取引委員会規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）様式第一号から様式第四十八号まで

二　再販売価格維持契約の届出に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第四号）様式第一号から様式第三号まで

三　中小企業等協同組合法第七条第三項の規定による届出に関する規則（昭和三十九年公正取引委員会規則第一号）様式

四　課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第七号）様式第一号から様式第三号まで

五　消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則（平成二十五年公正取引委員会規則第四号）様式第一号から様式第五号まで

六　公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成二十七年公正取引委員会規則第一号）様式第一号及び様式第二号

七　公正取引委員会の確約手続に関する規則（平成二十九年公正取引委員会規則第一号）様式第一号から様式第四号まで

附　則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。